

平成28年4月1日
江東区立深川第二中学校
校長 高橋 良久

江東区立深川第二中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年

主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等による「深川第二中学校いじめ問題対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

深川第二中学校いじめ防止対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
委員長	校長	
副委員長	副校長	
	生活指導主任	
	3 学年主任	
	2 学年主任	
	1 学年主任	
	養護教諭	
	スクールカウンセラー	
	保護者代表 (PTA 会長)	
	地域代表	

深川第二中学校いじめ防止対策委員会 (定期) 開催予定

回	日程	内容
第 1 回		顔合わせ、基本方針確認
第 2 回		情報交換
第 3 回		今年度のまとめ、来年度の計画
...		

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・「こうとう学びスタンダード」を基本とし、全教職員の共通理解の下で授業規律を徹底する。
- ・授業改善推進プランに基づいた授業改善を図る。
- ・ベテラン教員が若手教員を指導する OJT を活性化し、すべての教員の指導力を高める。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・道徳地区公開講座で、全ての学級の道徳授業を公開し、こどもたちの心の教育について、保護者や地域の方と意見交換を行い、道徳教育の充実に繋げる。
- ・ふれあい月間（6・11・2月）に、全ての学級で、いじめの防止に関する道徳授業を行う。
- ・セーフティ教室等で情報モラル教育を推進する。

- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・2学年で職場体験を実施し、自分自身の将来を見つめ希望を抱かせ、自己肯定感を高める。
- ・音楽鑑賞教室を通して、一流の芸術に触れる、美しいものに感動する心や、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促す。
- ・セーフティ教室で自らの身を守る力を育成する。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・学年ごと発達段階に応じた人権教育を推進する。
- ・生徒会活動・学級活動等の自治活動を通して、自己有用感の涵養に努める。
- ・ベテラン教員が若手教員を指導するOJTを活性化し、すべての教員の指導力を高める。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童・生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・セーフティ教室、朝礼、全校集会等で情報モラル教育を推進する。
- ・インターネット及びスマートフォン・携帯電話の使用状況のアンケート等を通じて実態把握に努める。
- ・保護者会やPTA活動等を活用し、保護者への意識付けと啓発を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間5回、児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・6・11・2月のふれあい月間でいじめの早期発見に繋げるためのアンケート調査を実施する。
- ・5・10月に生活指導部で心と身体のアンケートを実施する。
- ・必要があれば、随時、生徒との個別面談を実施する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラーによる全員面談を1学年生徒対象に実施する。
- ・スクールカウンセラーに安心して相談できるように、その概要を生徒・保護者に周知する。
- ・年2回の教育相談（三者面談）において個々の家庭、学校での問題や悩み等の情報を集約し、対応する。

- (3) 連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・教育相談（二者・三者面談）、個人面談、家庭訪問、連絡帳等を介し、保護者との連絡を密にする。
- ・連絡帳（スマイルライフ等）を活用し、生徒の心情を把握する。また、適切なアドバイスを記す。

- (4) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめとした校内研修を実施する。
- ・週1回の生活指導部による教育相談連絡会を実施し、各学年、保健室、カウンセラー室での情報交換を行う。
- ・年度当初に、職員会議で各学年からあげられた生徒理解資料をもとに、個別の生徒の情報を共有する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童・生徒が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。